

海國兵談 第十卷

地形竝城制

地形は戰の助けなり詳にせずはあるべからず、明かに險易、順逆、遠近等を知るは良將の能なり、倍地形は戰の助けなりと言ふは已れ小勢なりとも、能く險に據つて戰へば、大敵も犯し襲ふ事能はざるなり、又已れ高きに居て敵を卑きに受れば、高より卑きへは働き易き徳あり、又太刀、鎗等も高きより卑きへは施し易くして敵の胸以上へ當る故に、自然と利多し、此外左下りは兵器の順を得る故、順とするなり、已れ是によるべし。

向上と左上りは逆なり、已れ是による事勿れ。

八達之地と言ふあり、渺々と開けて四方の路宜ろしき地を言ふ、如此所に陣するに其中にて小高き所を見立て陣すべし、但し高き所二箇所ありて一は後に山か藪なごあり、一は是等の物なくんば、已れ山水藪を帯びたる岡を取るべし。

險とは山坂、羊腸、高嶺、大水深泥等の地を言ふなり、味方早く是等の地に據るべし。

敵出ても不利、味方出ても不利なる所は進退兩難の地なり、敵より味方を僞引く共出る事勿れ、如此時は味方陣拂して引去べし、敵勢追來らば敵勢の彼地へ出たる所を追返すか、伏を設けて討取べし。

右地形の大略なり、猶細かに工夫付べし。

城制附居館

天之時不_レ如_二地利_一と言ふて時日、支干、旺相、風雨など天の時に於ては勝べき理のある時を考て軍を仕懸けても、地の固め宜きには勝事成らずとなり、然れば城を築くには地形を撰ふ事第一なり、地形勝れて宜きは天造の普請なれば、別段に人作の普請を爲さずとも堅固なるものなり、是地の險を人數の代りに用ふる事にて地形を撰ふ大主意なり、地形の事能々會得あるべし。

易に地險山川丘陵也、王公設險以守其國と云へり、然れば地形の王家の寶なる事知るべし。

此故に魏武侯も美哉山河之固、是魏國之寶也と云へり。

城を築くには山か水に據るべし、山水二つながら備はるは妙とす。

城廓とは内曲輪を城と言ひ、外曲輪を廓と言ふ、孟子に三里の城、七里の廓と云ふも、内曲輪と外曲輪の事なり、城は以て君を守る所、廓は以て民を守る所なり、民とは諸家中及び百姓町人までを總て言ふ詞なり。

城制は日本異國其制異なり、其制異なるが故、籠城仕方も異なる、先づ異國の制は上にも言へる如く廓を丈夫に構へ、民を守る所として廓外に人家なし、然る故籠城に及びても城中の地下人商賈等流浪して逃隠る事なく、上と共に廓を守れり、日本流は外曲輪と言ふものなし、たとへ廓ありと雖も民を守る所以なる事を重んぜざる故、城下の町屋を夥しく廣大にする故、廓外に人家多くして籠城の時は、城下の地下人商賈の類をば棄物にする故、逃迷ふの者夥しく出來す、其上天を恨み、君を怨みて啼泣の聲街に滿つ、これ外曲輪なき故なりと知るべし、倭又異國は大半民兵なる故、城下には六府の武士交代に詰居る故、官人の外に常住の侍屋敷多からず、常住の侍も多からざる故、自ら商賈も多からず、此故に城下も自ら約かに取締て廓外に人家無き様になるなり、日本は構粗造なる上に武士を殘らず、城下に住居も致さず、故商賈も次第に夥しく成て町家を造り廣むる故、城下段々廣く成て、城は城、城下は城下と別物に成りたり、此故に籠城となれば逃迷ふ人夥しく出來して、目も當られぬ

騷動を生せし事諸軍記に記す所の如し、二百年以前萬事不足なる時節さへ騷動を生ず、況や今の城下をや、願くは段々説く如く衣食住と音信贈答類の無益なる奢侈を禁じて質朴を教へ、其余計の料を以て積年漸々に、日本咽喉の城々計りにも總外曲輪を建立仕度き事なり、總て此條は大事の工夫ある所なり、能々了簡を用て製作あるへし。

國主の居城は根本なり、人民仰て畏する所なれば、地形は勿論普請、城門及び外より見望する所は廣大美麗に造營して壯觀を示すべし、是武徳を輝して大平を致す術なり、支城竝に居館には左のみ壯觀を示すに及はざる事なり、只險に據て暴を防ぐを主とすべし、古より相應の地を居館の勝地とす、四神とは青龍、朱雀、白虎、玄武なり、青龍は水なり、朱雀は田野開て廣平なる地を言ひ、白虎は大道なり、玄武は山なり、前朱雀、左青龍、右白虎、後を玄武と言ふて、天神地祇の輔ある地と言へり、思ふに山を後、廣平の地を前、大水を左、運送の地を右にしたるは第一の地理に天神地祇の輔なきも猶あるが如し、平城は四方より敵を受けて宜からざるなり、尤普請も、繩張を切に爲さざれば損多し、但し天下を帥る大城は廣平にして、幅濶宜しく四方の參勤運漕等の道路等しき場所を貴ふなり、諸侯以下は山か水かにて、片面に築くを便利とす。

山城も殊の外、高山に築く事勿れ、人馬の懸引等不自由なるものなり。

城の繩張に種々の習ひ、傳授等ありと雖も、大趣意は此城高、此池深と本文を宗とす、總ての城制あるべし。

城制は本丸、二の丸、三の丸、外曲輪などと入子鉢の如く構ゆる事にもあらず、兎角地形に隨て三角にも入子にも長くも宜きに應じて築くべし、廣平の地に城を取には先づ少しも高き所を本丸として、夫より二三の丸、外曲輪等を構ふるなり。

總て居城は國の大小に隨て遠近に不拘險を設くべし、險を設くとは或は關を置き、或は切通し、或は登阪、或は船渡等を造て事あらば、此難所にて一支、支ふべきやうに致し置く事なり、又相應に屏を設くべし、屏とは大切の場所に大身にして、武功の者を土着させて、事あるときは本城へ押來る敵を喰留させ、後詰等をもなさしむべき爲なり、廣く言ふ時は、諸侯の國々は江戸の屏なり、箱根、碓氷、房州浦賀等は江戸の險なり、又吾藩を以て言ふ時は、笹谷、柵並、尿前、相法等は險なり、角田、白石、岩手、水澤、宮戸等は屏なり、天下の險屏と一國の險屏と大小異なりと雖も、心持は差別なき事と知べし、江湖、海中等へ築出したる城は水際へ屏を懸るもあり、亦水際より十間、二十間引退て、塀土居を設けしもあり、各城主の方略にあるなり。

總て城には烽火臺を設置べし、急ある時人數を集むべき爲なり、烽火臺の制は山城ならば山の高き所に設け、平城ならば櫓臺の様に普請すべし、卑きは三丈、高きは四五丈なり、臺上に方三間許、高二丈餘に上の方を細く塗込める室を造り、内より壁を厚く附べし、上をば空穴にして明け置べし、中には藁或は杉の葉を込て上をば蓋ひ置なり、急ある時は火を懸け、煙を揚て人數を集むるなり、但し大平の日にも年に一度不意に煙を揚て人數を集め、烽火の様子を國人に吞込ませ置べし、但し大平の日慣らしの烽火には驅付二十番日までを賞して褒美を與ふべし、然れども紂王の所業に倣ふ事なかれ、又軍記を見るに急の合戦の時は、近邊の在家に火を懸て遠近の味方に合戦ある事を知らせたる事數多あり、斯様の時は幾口も懸ける事なり、城取に十の習あり、一に地形、二に堀、三に塀、四に土居、五に門、六に馬出、七に石垣、八に横矢、九に柵處落藪、十に水溜なり、又各一條毎に格あり、左に大略を記す、地形は上に言へし故爰に載せず、

堀に二つあり、水堀、乾堀なり、水堀は水面にて十間より二三十間迄に掘るへし、深は三四丈に掘るべし、岸の勾配は一丈に四尺の積なるべし、但し土の性宜き所は是より急に掘るべし、

乾堀は片藥研に掘るなり、勿論城の方を深く掘るなり、

總て堀は泥の深きを好む、水深く泥深きは猶以て妙とす、

水敵きとて水際計石垣にする事あり、

塀は土臺引は悪しく、掘込み柱に爲すべし、石の根接尤善く、若し土臺引にする時は石土臺になすべし、矢狭間は長く切り、筒狭間は丸く切るなり、尤立狭間、居狭間、高卑あり、立狭間は立人の乳限りになし、居狭間は居敷て肩長に切るなり、何れも内の方にあがきを付るなり、あがきとは内の方を廣く塗る事なり、又板狭間あり、厚板に狭間を切て壁中に塗込るなり、

扣柱の打様二つあり、筋違に打つあり、又塀より四尺許退て別に柱を立て、上下二箇所に塀柱より貫を通じて扣ゆるあり、是を善しとす、籠城の時は上の貫へ板を渡し、堀外へ矢炮を放し、石打などとする足代に用ふるなり、

塀の下へは一面に石を敷くべし、又急に塀を建つる時は壁の下地シツメの立竹を土中へ七八寸宛差込べし、

築地と言ふは性よき土を方四五寸、長さ一尺許に打堅め、是を段々に積上げ、隙間々々へ煉土を込ながら、高さ八九寸に塀に作るなり、

石多き國にては大石を累ね上げながら、其隙間をは煉土を以て打堅めて塀にするなり。又堅固なものなれども、塀は崩れ易き患あり、然れども大石計累ぬるは堅固なり。異國にて磚と云ふものを製して城の塀、石垣等に用ふるなり、其制よき土を煉て磁器の如く火に焼て堅む、甚だ堅固なるものなり、武備志にも其製法見ゆ、又臺灣府志を見るに平安城の條下に大磚、桐油、灰共搗而爲城高三丈五尺、廣さ二百二十七丈とあり、又唐山山西人の物語を聞きしに、秦始皇帝の築く所萬里長城は西は流沙に起り、東は遼東に到つて長きこと九千里即日本道九百里也、高十丈、廣さ二十丈にして土手の如き石垣にして其一磚の大きさ或は二三丈又は四五丈にも及ぶと言へり、妄りに聞けば山西人の空談の様なれども、能く大磚の制を考ふれば好土を長城の形に煉なして直に火を懸て焼たるなるべし、是蒙古が造工の妙に出たるなるへし。

石垣に三等あり、野面、打缺、切合なり、野面とは生れ儘の石にて築き上るなり、打缺とは所の角々打缺て築くを言ふ、切合とは空間なき様に切合たるを言ふ、野面打缺を粗とし、切合を精とす、各其場所に隨て精粗の石垣を用ふべし、尤大切の所は切合にして其上に石を繋く事ありと雖も、皆工人の傳と成て、武士に其事を知りたる者なし、石垣は築城第一の工なれば志ある將士傳授あるべき事なり、加藤清正は石垣の

名人と世に言傳へたり思ふべし。

又石垣の勾配に三等あり、下繩、緩棒出しなり、下繩は急直にして、如此なり、緩は

如此にして急直ならず棒出しは、如此石垣の上際に掬の如く石を棒ね出したるを言ふなり、此石垣は乗難きものなりと言へり、朝鮮國の城々に此石垣多しと聞けり、土居は堀の土を上て築くべし、且土居の高さは根張の半分と知るべし、譬へば根張十間ならば高さ五間と知るべし。

土居へは香附、麥門、冬芝と小笹の類を植ゑべし、土止の爲めなり、根方は枳殻を植るもよし。

土居に鉢巻と言ふて上の方に計り石垣を築く事あり、土居の大小に隨ふ事なれども大體六七尺内外に築くべし。

門に樓門あり、單門あり、樓門とは櫓門なり、總て城門は升形を付て二重門に造るを宜しとす。

總て城門は少しく坂を付くべし、一向に平地なれば仕寄道具を附け易きものなり、二重門は内樓門、外單門なるべし。

樓門の二重を扉より六七尺も指出して造り、且敷板に格子を設置て、扉へ附し、敵

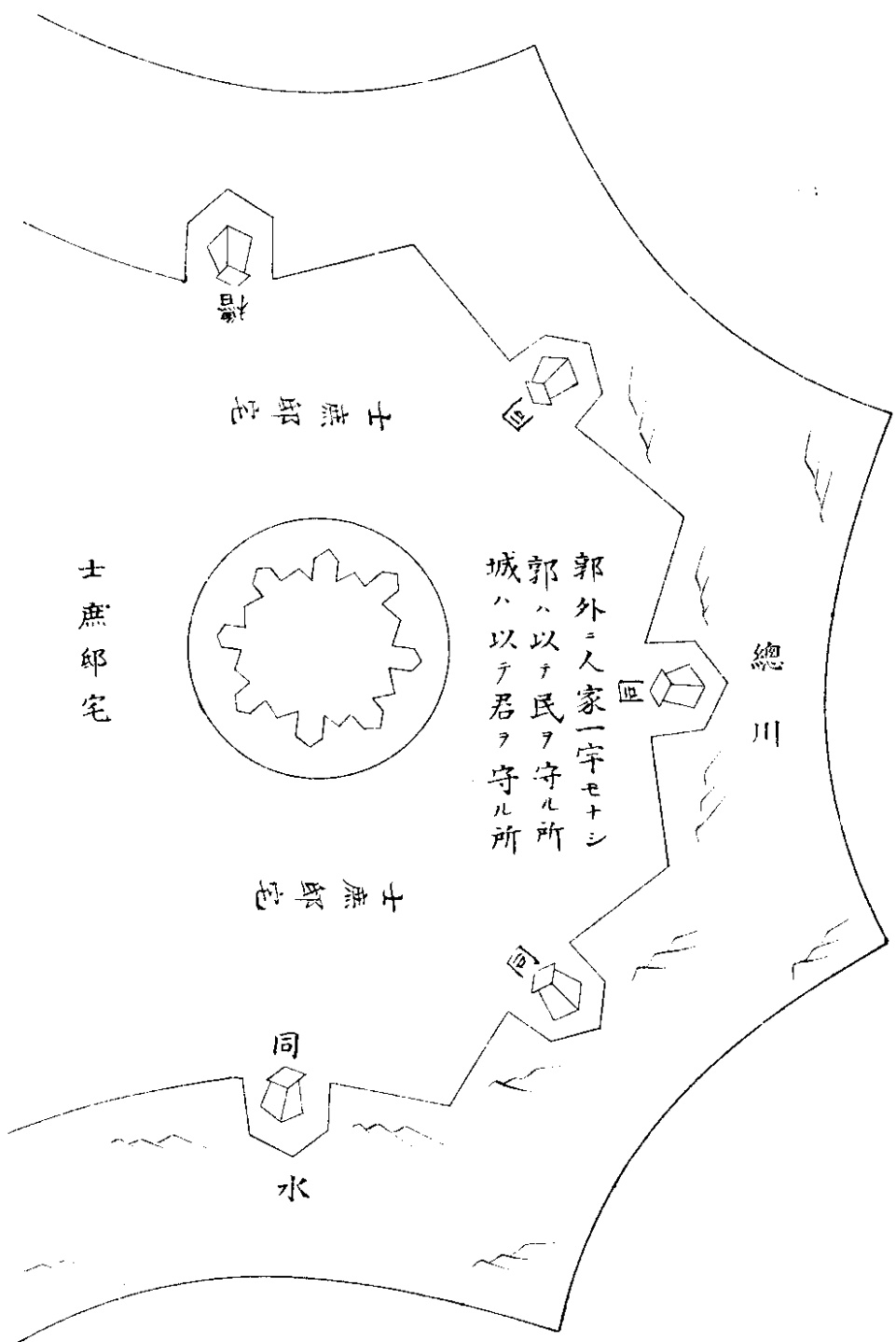
に石を落し、炒砂を懸け、沸湯、穢汁を灑ぐべし、又燒草を積て火を懸る様子あるときは早く水を灑ぎ懸へし、櫻門の櫓子に水と石と夥しく用意致し、門の地伏の下には大石を敷置くべし。

馬出に丸馬出、角馬出、塚馬出、馬出無しの小口、升形向小口等種々の口訣あれ共、左のみ秘訣の沙汰にも及ぶ間敷きなり、馬出の趣意は只人數の出る所を早く敵に見られぬ爲なり、早く見らるれば射すくめられて出難き故、物隠よりひよと突出べき爲の馬出なれば余り念入て普請するにも及ばざる事なり。

馬出は屏にするもあり、又土居にも、廊にも、宜しきに隨て製作すべし。

横矢の繩張と言ふあり、總て城の繩張は直に長く取る事なかれ、二十間、三十間に折廻して相互に横矢の届く様に構ふべし、又地勢に因て百間も、百五十間も直に長く構ふる事あらば、二三十間隔に幾所も張出を構置いて横矢の働のなる様にすべし、是總て繩張の趣意なり、是に付て種々六ヶ敷事を談する者も多けれども、左のみ奇妙の事にもあらず、只横矢の利くを奇妙とするなり。

グレイキヌブツクに阿蘭陀を始め歐羅巴諸國の城圖多し、其繩張も横矢を第一と構へたり、其圖の大略を左にうつす能く考へ見るべし。



右圖する所の繩張大、小城は言ふに及ばず、僅の壘たりとも、此心持に取る時は利多し、又至極の大城と雖も必らず此繩を用ふべし、厄日多國の巴必懸と云ふ城下は世界第一の大郡にして、其廣さ四方三日路ありて、其總廓の廻り十日路なりと言へり、然れども其普請横矢の構、或は石火矢臺、高矢倉等連綿として隙もなく、設けたりとなり、其普請總て百九十年を積て成就すと言ふ。

城制は右の如く、總廓を廣大に設けて、總廓の外に民家一つも無き様にするが城制の極上なり、小子が見を以てする時は、日本の都城も總廓を廣大に設けて、さて其守場をば、廓中の四民及び坊主、山伏等に守らすべし、其法是より東へ幾百幾十間は何々町の守り場、是より西へ幾百幾十間は何々町の守場と豫て定め置くなり、其守具は弩弓、石彈き、クルリの三つを用ゆべし、弩弓は非力の者及婦女、幼弱等に強き弓を射さするの具なり、其法蹶張とて兩足を弓へ踏懸て、兩手にて弦を曳く時は、強き弓も婦女子の類迄射らるるなり、石彈は仕懸物なれば弩より心易し、クルリは又一段仕易きなり、稽古は其町々の稽古日を定め置て、毎月一度づつ教ふべし、扱兵器の用意は其町々の役にして、連々に調置て其町々の名主檢斷の所に預り置べし、是總廓を守るの法にして、本城は武士の守り所なり、百年を期せば此普請も成就すべきなり。

柵とは木を一面に竝て埋立て貫を通し置くなり、虎落は竹を筋違に組合て埋立て、繁く繩を以て結固め置なり、部は葉の付きたる木枝にて垣をなすなり、柵、虎落の二つは地形堅固にして堀々にも及ばざる所又は山の尾崎或は陣營又は普請場等に用ゆ、部は何方にても見透て悪き所に用ふるなり。

水溜は山城などにて水不自由ならば、湧清水などを溜置く爲に、或は池を構へ又は水槽ツボを設けて貯ふべし、又清水も出ざる所ならば水船を數多拵置て、雨降の時、簷庇或は地面を流るゝ雨水を一滴も漏さず受溜むべし、正成の赤坂にて設けたるが如し。

穢水又は糞汁迄悉く溜置て城へ附く敵兵に沸して打懸くべし。

日本の城制は不淨流とて悪水を悉く流し捨るは宜しからず、溜池を設て溜置き、其餘る所を流すべし。

右城制の心得なりと雖も、此條々にて事濟と言ふには非ず、異國本朝の城制諸書に詳なり、見合て工夫すべし、茲に言ふ所は至極の大略にして其趣を見すべき爲のみなり。

陣屋、壘、居館皆城の類にして、城を守り喰違をも設け、馬出をも附くれとも、力不足し

て普請龜相なれば城とは言ひ難し、倍右の三つは大身なる土着士の居所なり、土着の武士百貫以上は、家中も多く百姓も數多なれば、居館の構、繩張等に心を付て普請を致し置き、變動の事あらば家中百姓等の妻子家財迄取入て、亂暴の害をも避けさせ、又は武を張て押通る敵をも喰止むべし、大に國の屏となる事なり、近來一國一城と言ふ事に成て國持大名も僅か一二城に過ぎず、古は和漢共に大國の諸侯は、城を三十も五十も構へたる事諸史に載せたり、此故に變ある時は相互に援助せし故、持耐へ難き國々久敷存したる事數多あり見合すべし、元來溝を掘り、柵を拵へたる計にても城と言ふものなり、只國の大小、祿の多少に依て、普請の精粗と、大構と、小構の差別迄の事なり、倍遠國の事は知らず、仙藩封中にて古昔以來天正の頃迄、是の城、其の館と言へし所の趾五百三十餘箇所あるなり、今此城跡を見るに、唯地形に便りて、少計り溝堀等を構へ、又は柵を拵へ、或は植木などして門に少計り喰違等を設けたる事とのみ思はるるなり、これ皆古代土着の武士面々の住所に心を用て普請を致置、事ある時は家中も、百姓も一團に成て武を張たる事なり、今も此心持に國法を立ば、武を逞くする事、掌を返すが如くなるべし、夫武を逞くする事は聖人の道にして和漢の差別あることに非ず、然るに武を逞くする事は人を多くするに在り、人を多

くする事は武士を土着するにあり、武士土着して人多き時は、壘も居館も保ち易くして、國家の助少しとせず、此心持を孔子も足食足兵と宣ひ、又庶富教とも説及べり、將たる人能く思ふべし。

附總て城中には篋竹を多く植置べし、矢の料に用ふべき爲めなり、尤も弓、銃工、鍛治等を足輕の兼役に仕込置て用を足す事は段々言へし如くなり、能く心を配るへし。

第十卷終

海國兵談 第十一卷

城攻竝攻具

城を攻る事は止む事を得ずして攻むるなり、其謂れは元來城と言ふものは、地形に便り堀塀を設け、遠き敵をば弓、鐵砲等の飛道具にて打拂ひ、近き敵をば鎗、長刀等の短兵にて切伏んと堅固に構へたる所へ、外より仕懸て其城を乗り取らんとする故、人數も多く損傷し、又國內の人民も苦しむ事なり、此故に城攻をば爲さる覺悟なれども、敵要害を固め、根本を堅くして、暴亂を遅くするをば捨置事も仕難き事なれば、止む事を得ずして攻るなり、倍攻る時に至つては、其術に巧拙あり、能く吞込まざる時は、人數を損するのみならず、却て害を引出す事あり、將たる人詳に會得あるべし。城を攻る事は敵より五六倍の人數に非ざれば、攻められざる事なり、然りと雖も時宜に依つて小勢にて不意に攻懸り、或は鷹野などに事寄て徒膚攻等をも仕懸け又は夜討等を仕懸て城を抜く事あれども、皆臨時の權變にして定法にはあらざるなり、攻むると攻めらるるとは、攻めらるる者は小勢なれども、己か國なれば案内も能